

オミクロン株の流行に伴う濃厚接触者の取扱いの変更

<濃厚接触者の待機期間の更なる変更>

原則

14日間



※無症状患者も同様の取扱い

オミクロン株疑いが感染者の70%以上となった地域（岡山県で適用）

10日間→7日間

<濃厚接触者である同居家族等の待機期間起算日>

陽性者の隔離解除日から起算



陽性者の発症日（検体採取日）又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日から起算

（注意事項）

- 同居家族等の中で別の家族が発症した場合は改めてその発症日（検体採取日）から起算
- 感染対策とは、日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策であり、厳格に隔離等を行うことを求めるものではないこと
- 濃厚接触者である同居家族等の待機期間終了後も、陽性者の療養が終了するまでは、健康状態の確認やリスクの高い行動の自粛、基本的感染防止対策の徹底を行うこと

- ❑ 感染者も濃厚接触者も、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、**職場等に証明書を提出する必要はありません**
- ❑ 国内で感染者が増える中で、**医療機関や保健所への各種証明（陽性証明を含む）の請求については、厳にお控えください**

社会機能維持者の例外的な取扱い

感染者が爆発的に増加していることから、地域の社会機能を維持するため、例外的な取り扱いとして、社会機能維持者※については、事業者の判断で、事業者が検査を行い、陰性であった場合には、事業者が保健所へ連絡し、保健所の確認を受けた後に、待機の解除も可能とします。

1. 実施の要件

社会維持機能者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

2. 検査主体及び費用負担

検査主体：事業者、費用負担：事業者
（注）無料検査の利用は認めない。

3. 検査方法及び検査時期

検査方法	検査時期
抗原定性検査キット （薬事承認されたものに限り）	最終曝露日（陽性者との接触等）を0日として 6日目と7日目 →4日目と5日目 （5日目から解除可能）

※当該検査のために医療機関を受診することは厳にお控えください

※社会機能維持者（次の事業に従事する者）

国の基本的対処方針（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

- ① 医療体制の維持に関する事業
病院、薬局、医薬品・医療機器の製造・販売等
- ② 支援が必要な方々の保護の継続に関する事業
介護老人福祉施設、障害者支援施設等
- ③ 県民の安定的な生活の確保に関する事業
電力、ガス等のインフラ関係、百貨店・スーパー等の小売関係、廃棄物収集等のごみ処理関係、テレビ等のメディア関係等
- ④ 社会の安定の維持に関する事業
銀行等の金融サービス、鉄道等の物流・運送サービス、公共工事、警察・消防等の行政サービス、**保育所**等の育児サービス等
- ⑤ その他の事業
高炉・半導体工場等の生産停止が困難なもの、**学校**等